

## 川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市卸売市場の振興と発展を図るため、団体の運営に要する経費に対して補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### (補助対象団体等)

第2条 補助の対象団体は、川崎市中央卸売市場北部市場協会とする。

2 補助金の対象経費は、団体の運営及び実施事業に要する経費で、別表に定めるとおりとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金は、補助対象経費総額の4分の1以内とし、かつ予算の範囲内とする。

### (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(第1号様式)に当該年度の事業計画書及び事業予算書、誓約書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

また、市長が必要と認めた場合は、その他必要書類を提出させることができる。

2 申請書の内容を変更しようとする場合は、速やかに届け出るものとする。

### (補助金の交付)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知後に補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

### (事業報告の義務)

第6条 補助金の交付を受けた団体は、事業完了後速やかに事業報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

### (補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を受けた団体に対してその交付を取消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助対象となる経費が縮小したとき。

(2) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(3) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。

(指導及び監督)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた団体に対し、必要と認めるときは指導及び監督を行うことができる。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

補助目的	補助内容	補助対象経費	
川崎市卸売市場の円滑な運営を図り、市場の活性化及び振興発展に資するため	当該団体の運営及び実施する調査・研究・広報及び研修事業、地域交流・区民祭協賛事業、保安対策・福利事業等の事業について補助する	経費区分	内訳
		役務費	通信運搬費、手数料、保険料
		需用費	消耗品・備品費、光熱水費、会議費、印刷製本費
		使用料及び賃借料	会場使用料、物品等賃借料
		外部費	委託費、諸謝金、負担金
		その他目的達成に必要と認める経費	その他目的達成に必要と認める経費

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 所在地

名称

代表者名

電話 ( )

川崎市卸売市場関係団体事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助申請額	
事業概要	
事業費総額	
補助対象経費額	
補助対象期間	

# 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者)

所 在 地  
名 称  
代 表 者 名

申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

代表者

フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付して下さい。

(注2) 性別は任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。